

【青森市水道水源保護指導要綱】

孫内地区簡易水道水源保護区域の変更について

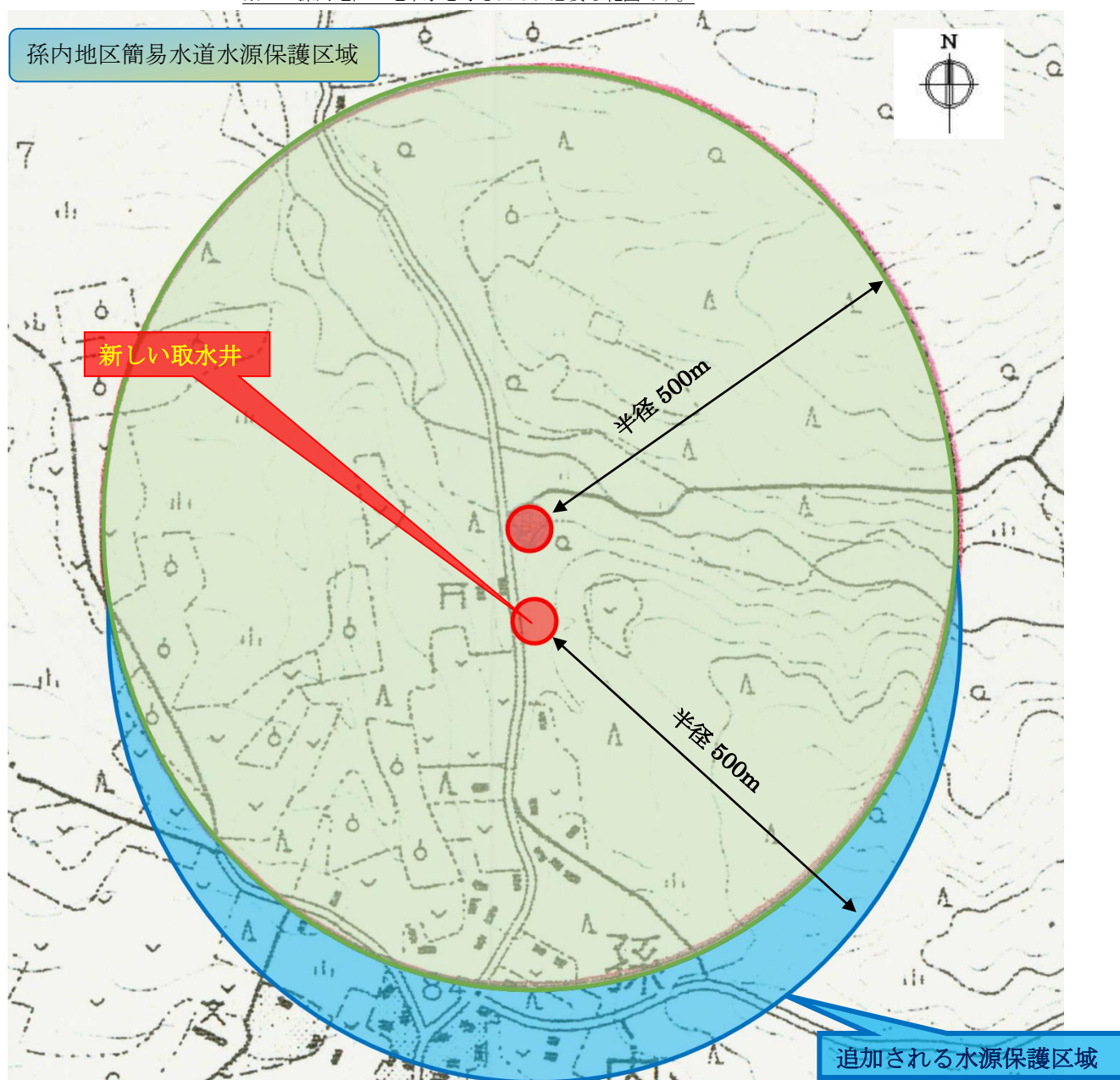
孫内地区の水道水源は、地下水です。

水道水を安定的に供給するため、2本目の取水井^{しゅすいせい}※¹を新たに設置しました。
それに伴い、水源保護区域※²を変更します。

水源保護区域内で要綱に定める行為（事業者が排水を流すこと、井戸を掘ったり木を伐ったりすることなど）を行う場合は、水源に与える影響を防止するため、あらかじめ水道部と協議しなければなりません。

※1 地下水を汲み上げるための井戸です。新しい井戸の所在地は、孫内字北原 149・17 です。

※2 孫内地区の地下水を守るために必要な範囲です。



※緑の区域が今までの水源保護区域で、これに青の区域を加え、新しい水源保護区域となります。新しい区域への変更は、令和7年6月1日からです。

※指導要綱は、青森市水道事業ホームページ、水道部給排水課でも閲覧できます。